

海外プロモーション活動支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 海外プロモーション活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地場中小企業者がもつ優れた技術等を生かしてオリジナルブランドを確立し、海外に通用する魅力を高め、海外での市場獲得を目指すなど、追従する地場中小企業者の新たな事業活動の誘因となりうる先導的な取組みに対し、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することにより、地場中小企業の海外販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「地場産業」及び「地場中小企業者」とは、山梨県地場産業振興条例第2条に定めるものをいう。

(補助対象事業等)

第4条 知事は、次の項目に該当する地場中小企業者が行う海外プロモーション活動に必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち必要と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 対象とする製品は、繊維、宝飾、アパレル、伝統工芸品等の製品であること
- (2) 海外市場での販路開拓の活動実績があること
- (3) 海外ビジネスの具体的な目標、計画があること
- (4) (3)について、継続的に実施していく意志があること
- (5) 県内の他の中小企業者のモデルとなる先駆的な事業内容であること

2 知事が交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1）を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当税額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(審査委員会の設置)

第6条 知事は、前条第1項の規定により助成対象者から提出された補助金交付申請書の計画内容及び補助金交付の適否を審査するため、審査委員会を設置するものとする。

2 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(交付の決定)

第7条 審査委員会は、第5条により申請のあった事業を別表2の評価項目について審査する。

2 知事は、審査委員会の審査結果をもとに、補助金の交付について適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2）により当該申請者に通知するものとする。

- 3 知事は、前項による交付の決定に当たっては、第5条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに**変更申請書(様式第3)**を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、事業に影響を及ぼさないと認められる軽微なものは除く。
 - (2) 補助事業の経費の配分を著しく変更しようとするとき。ただし、各経費区分内において、増減額が20%以内の変更である場合を除く。
- 2 前項の承認には、必要に応じ条件を附し、これを変更することができる。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助対象事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ**補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4)**を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに**補助事業遅延等報告書(様式第5)**を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、**補助事業遂行状況報告書(様式第6)**を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、**補助事業実績報告書(様式第7)**を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、補助事業完了後、当該補助金額を確定し交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払することができる。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第15条 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払及び精算払を受けようとするときは、

概算払請求書（様式第8-1）又は精算払請求書（様式第8-2）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分及び管理）

- 第16条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第9）を知事に提出し、その承認を得なければならない。
 - 3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第17条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税の額の確定に伴う報告書（様式第10）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（産業財産権等に関する届出）

- 第18条 補助事業者は、補助事業により、意匠権、商標権等の産業財産権を、補助事業年度内に出願若しくは取得した場合には、産業財産権届出書（様式第11）を知事に提出しなければならない。

（成果の発表）

- 第19条 知事は補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができる。

（帳簿等の整備）

- 第20条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（雑則）

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成23年8月22日から施行する。

別表1(第4条関係)

経費区分	経費の内訳	補助限度額	補助率
謝金	講師及び助言者等謝金	1補助事業 200万円	補助対象 経費の 1/2以内
旅費	講師及び助言者等旅費 調査、研修、打合せ、展示会出展旅費 等		
庁費	市場調査費、コンサルタント費、産業財産権等取得費、 会場借上費、会場整備費、通信運搬費、賃金、 教材費、受講料、広告宣伝費、印刷製本費、 通訳料、翻訳料、保険料、消耗品費 等		
委託費	事業の一部を委託する経費		
その他の 経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経 費		

別表2(第7条関係)「評価項目」

地場産業製品が競争力を有し海外での市場獲得の可能性はあるか(競争力)
事業の目的や目標が明確か(実効性)
事業内容が妥当であるか(妥当性)
事業に継続性があり発展性を認められるか(発展性)
その他の企業に対する波及効果はあるか(先駆性)